

No.	項目	問い合わせ内容	回答
1	事業運営組織	公募要領3項「表2 ALネットワークのステークホルダーの定義と期待される役割」より ALネットワークのステークホルダーの定義と期待される役割について役割及び予算執行面における共同実施校と連携校の具体的な違いは何か。	事業共同実施校は事業拠点校と共同で事業に取り組むこととなっております。予算執行上の違いは、共同実施校は事業に関する当該学校の取り組みが経費支援の対象となりますが、連携校は、拠点校や共同実施校の取り組みと連携した取り組みは経費の支援対象となりますが、当該学校独自の取り組みは経費の支援対象外となります。 なお、共同実施校は拠点校と同様に教育課程の特例が認められております。
2	事業運営組織	2.事業概要(2)事業運営組織の「表2 AIネットワークのステークホルダーの定義と期待される役割について」(公募資料p.33)中に、事業共同実施校が事業拠点校と設置者が同じとの記載がある。私立学校の場合、学校法人が高等学校一校のみを設置している場合は、事業共同実施校を設けることができず、事業が想定するALネットワークを構築できない。これは申請条件を満たしていないということを意味するか。	共同実施校は必ず設ける必要があるものではありません。当該の記載は、共同実施校を設ける場合には設置者が同一である必要があることを示したものです。
3	研究開発・実践の対象	②公募要領(案)3ページ (3)研究開発・実践の対象 「教育課程研究指定事業」の指定を受けている学校は、対象となるか。	国立教育政策研究所の「教育課程研究指定事業」の指定を受けている学校が、本事業の拠点校、共同実施校又は連携校となることは可能です。同一の取組に対して複数の事業から経費支援を受けることはできないことから、それぞれの事業の目的及び趣旨を適切に整理した上で計画してください。
4	研究開発・実践の対象	公募要領3項「(3)研究開発・実践の対象」より、「実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る実践研究」の事業委託を受けている場合、拠点校として申請することは可能か。	「実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る実践研究」の実践校となっている学校が、本事業の拠点校となることは可能です。同一の取組に対して複数の事業から経費支援を受けることはできないことから、それぞれの事業の目的及び趣旨に適切に整理した上で計画してください。
5	研究開発・実践の対象	① 公募要領3頁「(3)研究開発・実践の対象」 ② 拠点校または共同実施校となることはできないSGH校及びSSH校を、事業終了後、共同実施校に追加することは可能か。	SGHやSSH等の指定を受けている間は連携校として参加し、事業終了後は拠点校として新たに申請する、ということであれば可能です。SGHやSSH等の指定を受けている間は連携校として参加し、事業終了後は参加しているALネットワークにおける共同実施校という位置づけになるということであれば不可です。
6	研究開発・実践の対象	公募資料表2事業共同実施校、事業連携校について ・事業を推進するうえで共同実施校、連携校が年度によって変わることは可能であるか。例えばSGH実施校が平成31年度は連携校として参加し、平成32年度は共同実施校として参加することは可能か。	5と同じです。 なお、ALネットワークで掲げた構想目的を共有し連携して事業に取り組むことが説明できれば、連携校として途中から加わることは可能であると考えています。
7	研究開発・実践の対象	公募資料表2事業共同実施校について ・同様に事業共同実施校について、「拠点校と設置者が同じ」とあるとされているが、設置者が別でも可能とならないか。(研究を共同で進めるために同じ設置者とされていると考えられるが、大学等との協力関係を進めていくと、設置者が異なっても十分共同で研究を進めていくことが可能である。複数の共同実施校がある場合、一つは設置者が拠点校と同じであるが、もう一つは設置者が大学となる場合も考えられる。)	本事業では、管理機関の下、事業拠点校を中心として、共同実施校と共同しながら事業に取り組んでいただきます。その際管理機関は、事業の適切な遂行やより高い成果を目指して、拠点校と共同実施校に対して、指導・助言等を行うことも想定されます。それらの指導・助言等を円滑に行うためにも、本事業においては、拠点校及び共同実施校の設置者は同一であることを要件とします。
8	研究開発・実践の対象	公募要領(案) 3ページ 表2 他都道府県の拠点校同士が事業連携校として連携することは可能でしょうか。	2つの拠点校で同様の構想目的を掲げて事業に取り組むことが現時点で決まっているのであれば、拠点校をどちらか1校に絞って申請していただくことが望ましいです。

9	研究開発・実践の対象	連携校が、異なる2つのALネットワークに入ることは可能か。入ることが可能である場合、拠点校・共同実施校・連携校などの役割の縛りはあるか。	<p>管理機関やALネットワーク運営組織は連携校も含めたALネットワークの管理・運営をする必要があり、その中で連携校も同一の構想目的のもと、各々の学校の特徴等に応じて一定の役割を与えることとなるかと思います。連携校が、それぞれに与えられた役割を果たしながらも、過度の負担にならないという場合においては、他のALネットワークに入ることは可能だと考えます。</p> <p>共同実施校が他のALネットワークの連携校となることは、実施内容の明確化や経費の効果的な支出の観点から、望ましくないと考えます。もしも、2019年度にALネットワークに連携校として参加していた学校が、2020年度に共同実施校(や拠点校)となるために、新たに申請する、ということであれば可能です。新たに申請し、共同実施校(や拠点校)として採択された場合は、上記同様、連携校として参加していた別のALネットワークからは抜けることが望ましいと考えます。</p> <p>(参考)本Q&A No.8, No.1</p>
10	研究開発・実践の対象	公募要領P3 (3)研究開発・実践の対象について、文部科学省が実施する「教育課程特例校」に指定されている学校は、対象となるか。	「教育課程特例校」制度は、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2に基づき、学校を指定し、学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認める制度ですが、国の研究開発費を投じて実施しているものではありません。したがって本事業へ申請することは可能です。しかしその場合、すでに認められている同様の内容での申請は重複となり、審査の過程で新たな開発と認められないことがありますので注意が必要です。
11	研究開発・実践の対象	本校は学校法人が管理・運営をしている公設民営学校だが、応募する際、管理機関はどこになるのか。	資料3 実施要項の「3. 管理機関」(1) 「私立の高等学校等にあっては当該学校を設置する…」に該当すると考えます。 貴校の場合は公設民営とのことですが、学校法人からの申請になります。
12	研究開発・実践の対象	申請希望調書(別紙様式1)、実施希望調書(別紙様式3)の中の「国の他の事業の有無」について令和元年度の(現在の)状況を記入するのでしょうか。それとも令和2年度の状況を記入するのでしょうか。	「国の他の事業の有無」は令和2年度での事業の有無を指します。 そのため、令和元年度で終了するものはこちらに該当しません。
13	研究開発・実践の対象	本校では2年生で実施される研修旅行で、生徒全員が海外研修に参加するとは限りません。この場合、海外研修に参加しない生徒は本事業の対象者とはならないのか。	3年間のカリキュラムの中に海外研修等を位置づけていない生徒は、本事業の対象外です。 【要件1-⑥】 海外研修に参加する生徒のみが本事業の対象となります。
14	教育課程	この事業内容の教育課程で学ぶ生徒は、学年全員とするのか。同じ学年のうち、コース等を設置し、当該コースを選択した一部の生徒のみ対象としてよいか。	資料6質問事例の2-Q1のとおり、一部の生徒のみを対象とすることは可能です。

15	教育課程	<p>① 公募要領4頁「(6)申請要件1.(6)」</p> <p>② 「海外の連携校等への短期・長期留学や研修旅行等をカリキュラムに体系的に位置づけて対象となる生徒が必ず経験するようにする」とは、海外研修(修学)旅行を実施し、現地で連携校等とそれぞれの研究成果を持ち寄り、交流・意見交換の機会を設定するほか、どのようなことが想定されるか</p>	連携校との交流や意見交換のみならず、現地で調査や情報収集等をすることも考えられます。なお、修学旅行など学校の定例的な取組を海外研修旅行と位置付けることは出来ません。課題研究に沿った研修や留学としてください。
16	教育課程	<p>公募資料p4(6)申請要件について</p> <p>・③「グローバル研究」など新たな科目を設置することについて、平成31年度入学者が第2学年になる平成32年度での履修を予定しているため、平成31年度はカリキュラム開発を行うことは可能か。</p>	必ずしも「グローバル探究」等の新たな教科・科目を第1学年に設置しなければならないわけではありませんが、構想計画書には3年間のカリキュラムの具体的な計画や準備状況等を記載してください。
17	教育課程	<p>公募資料p4(6)申請要件について</p> <p>・⑤「より高度な内容を学びたい高校生が学習できる環境をすること」とあるが、環境整備とはどのような条件整備を想定しているか。例えばAPまではいかないが、大学で専門の内容を学ぶ機会の提供程度でよいのか。</p>	Q & A 1. 研究開発のための組織体制のQ6を参照してください。
18	教育課程	<p>公募資料p4(6)申請要件について・⑦「文系・理系を問わず、各教科をバランスよく学ぶ教育過程を編成する」とされているが、文理を分けないという教育課程でよいのか。または数学科、理科、地理歴史科、公民科については、すべての分野(領域)を学ばせる教育課程とすべきなのか。</p>	本事業の対象となる生徒については、教育課程の類型(コース)を分けることを禁止するものではありませんが、いずれの学年・コースにおいても、文系・理系の様々な教科を履修できるような教育課程を想定しています。例えば、当該コース等を選択した生徒が、3年生で、数学科、理科、地理歴史科等の教科について幅広く履修できるような教育課程編成を行ってください。
19	教育課程	<p>①公募要領(案)4ページ (6)申請要件「1. 取組内容の要件」の③「グローバル探究」等の新たな教科・科目を設定するとありますが、「総合的な探究の時間」に置き換えることは可能か。</p>	教育課程の特例を設けずに、総合的な探究の時間を「グローバル探究」に置き換えることはできません。教育課程の特例を設けて、取り組んでください。
20	教育課程	<p>特例を使って、必履修科目を「グローバル探究」等の新たな教科・科目に置き換えることは可能か。</p>	当該の構想内容で申請が採択された場合は可能です。実施予定の科目が特例として認められるかという点も審査の際に確認をしますので、構想計画書には3年間のカリキュラムの具体的な計画や準備状況等を記載してください。
21	教育課程	<p>共同実施校がある場合、提出する教育課程表は、拠点校のものだけよいか。</p>	拠点校と共同実施校両方の教育課程表をご提出ください。

22	カリキュラム・アドバイザー	<p>公募資料p4 2 管理機関の要件 ④「関係機関が協働等をしながら、本事業を円滑に実施していくため、カリキュラムを研究開発する人材を管理機関に配置すること」と示されている「カリキュラム・アドバイザー」であるが、管理機関内に職を設ける必要があると考えてよいか。同様に海外交流アドバイザー、外国人講師についても職を設けると考えてよいか。</p>	<p>「職を設ける」という意味を「雇用する」という意味と解して回答します。 カリキュラム・アドバイザーは、原則として人件費で3年間雇用することを前提としていますが、負担が過度にならず、かつ、常に支援を受けられる体制を整備している場合に限り、謝金を支払う方法や併任(兼務・兼業)、既存の人材を活用する等の方法も可とします。なお、海外交流アドバイザーに係る委託費(人件費)の支出は初年度のみです。 外国人講師等は、事業の性質上適切な人材を配置することが望ましいと考えます。その際、原則として人件費で雇用することを前提としていますが、負担が過度にならず、かつ、常に支援を受けられる体制を整備している場合に限り、謝金を支払う方法や併任(兼務・兼業)、既存の人材を活用する等の方法も可とします。なお、外国人講師等については、「グローバル探究」等の新たな教科・科目を実施する際に活用することを要件としています。</p>
23	カリキュラム・アドバイザー	<p>質問内容:10頁5行目 (i)カリキュラム・アドバイザー(必須)についてカリキュラム・アドバイザーの配置については、実施期間の初年度から「必須」なのか。 ・カリキュラム・アドバイザーは大学の教授等や退職校長を想定しているのか。 ・カリキュラム・アドバイザーは、管理機関の職員として雇用だが、勤務場所は事業拠点校でよいか。 カリキュラムの研究開発をするために配置するのであれば、事業拠点校での勤務が適切と考えている。</p>	<p>カリキュラム・アドバイザーは事業スタートからすみやかに配置できるようにしてください。特に特定の人材の想定はありませんが、趣旨を理解し任務を遂行できる人材を配置してください。拠点校のみではなく、ALネットワーク構築にも寄与できることが求められるため、組織上、管理機関の下に位置付けられている必要があります。ただし、活動場所は問いません。</p>
24	カリキュラム・アドバイザー 海外交流アドバイザー	(国立大学法人から)カリキュラム・アドバイザー、海外交流アドバイザー、外国人講師等について、非常勤を雇用せず、それぞれ大学内の教職員が担うことが可能かどうか	<p>カリキュラム・アドバイザー、外国人講師等、海外交流アドバイザーを学内の教職員が担うことは可能です。特にカリキュラム・アドバイザーは、組織化していただくALネットワークに配置いただくことが必要です。【要件2-④】</p>
25	経費	<p>資料6「質問事例」(公募資料70頁) 11.経費について Q6.海外からの研究者や高校生を招聘する費用は支援対象となりますか? A6.(略)海外の高校生やその引率教員を招聘する場合は、渡航費は支援対象外であり日本到着以降の国内移動費等のみ支援対象となります。</p> <p>「連携校の教員・生徒に対しても事業目的に沿ったものであれば経費支出可能」とのことであるが、「経費区分一覧表 2:旅費」の項目において「海外にある連携校の生徒が来日する場合は交通費のみ支給可能」との解釈ができる。 一方でQ6では「高校生を招聘する場合は、渡航費は対象外」と明記されている。</p> <p>・連携校であっても海外から来日する場合の渡航費は「支援対象外」という解釈で間違いないか。</p>	<p>海外の連携校の生徒については、日本到着以降の日本国内の移動費のみが支援対象であり、外国から日本への渡航費は支援対象外となります。</p> <p>経費区分一覧表の2. 旅費「生徒の国内外研修に係る費用(海外は交通費のみ)」という記載は、国内の生徒について記載しているものです。</p>

26	経費	拠点校での研究発表会へ、連携校の職員・生徒が参加する場合、旅費の拠出は可能か、また他の拠点校の視察や研究発表会へ、連携校の職員・生徒が参加する場合、旅費の拠出は可能でしょうか。	公募要領P9(11)経費の「経費区分一覧表」下に「*協働機関や連携校の教員・生徒に対して委託費から支出を行うことは事業目的に沿ったものであれば可能」としております。そのため、同ページの経費区分一覧表に該当するものであれば、連携校職員・生徒に対して委託費から支出を行うことは可能です。
27	ワークライフバランス等の推進	ワークライフバランス等の推進に関する評価について、「えるばし認定」や、「くるみん認定企業」等認定については管理機関が認定されていない場合、事業協働機関と事業関係機関が認定されていれば加点の対象になるのでしょうか。	申請する管理機関における認定の状況が対象となります。